

# 信頼される議会へ

芦屋市議会議員

中島かおりさん & よつや薫

数少ない「無所属」「市民派」「女性」市議として、共有できる課題もたくさんあります。「清く正しく美しく!! たたかう元タカラジェンヌ」の中島かおりさん。ともに3期目をめざします。

## 議会と行政、二代表制のあるべき姿とは

《な》女性議員を増やす活動で一緒にしました。多くの議員の中から対談相手に選んで頂いてありがとうございます。

《よ》中島さんとは無所属の市民派議員の勉強会で出会いました。いつも熱心に勉強されていますね。

《な》議案に対する責任は大きいからです。議会の議決がなければ予算執行はできず、行政は滞ります。それほど大きな判断のためには勉強や調査は必要です。

議員になった当初、条例や計画を読んでもわからないことだらけで、強烈に勉強しようと思いました。

《よ》西宮では9月議会、12月議会と続けて、市長提案に対して議員提案の修正案が可決されました。修正案の連続

可決なんて初めての経験です。こういう緊張感があると市長も漫然と議案を出せなくなりますし、議会も勉強します。二代表制の本来あるべき姿です。市長の独裁にならないように議会があるのですから。

《な》議員になり意思決定の場で発言する重要さと同時に“議員だから何でもできる”ということではないと実感しました。議案には賛成か反対どちらかですが、政策を行政が実現する中で意見が反映されることがあり、そこに議員の本領が発揮できてやりがいも感じます。

《よ》反対するだけではなく、賛成して「ここを注意して進めてください」というのも大事ですね。予算や決算で意見が活かされることはあります。昨年、電気の入札を提案し大きな削減につながりました。他市の状況、西宮の現状と改善点を調査し、一般質問して答弁を引き出し実施につなげる。市政に貢献できたことの一つの例です。

西宮市議会では3月に「議会基本条例」\*の制定をめざしています。芦屋市議会は2014年に施行されましたね。

《な》私は議会改革特別委員会の委員として3年半「議会基本条例」の議論に携わり、まとめることができ感慨深いものがあります。二代表制の一翼として本来の機能を果たす政策提案のできる議会、市民に開かれた議会にするためのツールになると思います。

## 相次ぐ地方議会への批判

《よ》私は、市民のみなさんと情報の共有を選挙公約にも挙げて、インターネットでの情報発信、議会前後の市政報告会、議会ごとの通信発行、街宣をして通信を配ります。

《な》私も情報公開は公約にしています。同様に駅立ち通信、ブログ、フェイスブックなどできる限り情報発信をしています。

芦屋市議会では、全議員が班分けをして議会報告会を開き、市民の方に参加していただいています。地方分権、地方創世の時代になり、市民の力は大きいのですから。

《よ》2014年は地方議会が批判される事件が相次ぎ、議員の資質が問われています。今までも議員は何をしているのかわからない、報酬が高いなどの批判はありましたが。

《な》「政務活動費」という文言が一般的になって、注目してくださる方が増えたと感じています。

セクハラもありますね。直近の経験では、加害者の男性議員は後日詫言てきましたが、悪いと思っていない様子でした。その現場にいた議員に謝るように促されただけで、セクハラの自覚がありませんでした。話をしましたが逆切れされただけで解決にはならず、被害者の私が微妙な立場に立たされてしまいました。

事業所には相談窓口が法律で義務づけられていますが、議会にはありません。相談できる窓口など何らかの対策は必要です。

《よ》「セクハラ野次」事件後、議員対象に研修をした地方議会もありました。研修はするべきですね。女性の議員が増えれば状況も変わると思います。

## 市民に身近な議会に

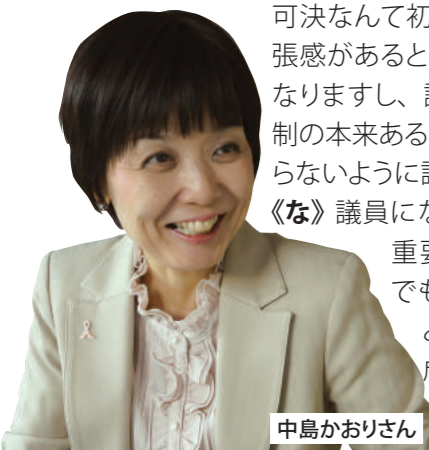
《な》女性でなければとは思いますが、確かに女性の議員は少な過ぎます。投票率を見るかぎり女性が政治に関心がないわけではないのです。私たちのように世襲でも党の関係者でもなく大きな組織もない人が議員をしているのを見て、立候補しようと思う人が出てきてほしいですね。

《よ》市民に身近な議会にするのも私たちの役目。これから無所属で立候補を考えている人には何でも伝えたいです。

《な》カンボジアで学校建設のボランティアに携った経験があるので、新制度に大きく移行するいま、日本の未来を託す子どもの問題に、更に全力投球で取り組んでいきます。

《よ》私は高齢社会の問題ですね。介護保険制度もどんどん変わりますし。行政はもちろんインフラ整備を進めるでしょうが、議会としても超党派で取り組まないと追いつかない課題が多いと感じています。

\*議会基本条例：地方議会の基本原則を定めた条例。首長らが議案を説明し議員は質問するだけの地方議会のあり方を見直し、議会の活性化が目的。2006年以降、議会基本条例制定の大きな流れがある。



中島かおりさん

芦屋市出身。愛光幼稚園、神戸海星を経て宝塚音楽学校・歌劇団へ。退団後国際ボランティア、県男女共同参画推進員等を経て、2007年芦屋市議会議員に初当選。第75代副議長。現在2期目。



よつや薫

2015.早春号

NO.28

キラリ☆かおる市民ネット通信

憲法を護る!

西宮市議会議員

# よつや薫

## 市議会報告

[E-MAIL] kahoru\_y-net@nifty.com

[HP] http://www.yotsuya-kaoru.net/

[facebook] https://www.facebook.com/yotsuyakaoru

なくそう 議員特権



新春のご挨拶を申し上げます。

住民からの信頼を得られる、住民意思の代弁者として本来の使命を改めて肝に銘じて活動していきます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ひとり一人が大切にされる  
市政をめざして  
市議会も  
大きく変わります



### \*地方議会の役割が重たくなったこの8年間

8年前「ひとり一人が大切にされる西宮をめざします」とかけ、市民の皆さんとの情報共有、参画と協働をすすめることを目標に市議会に送りだしていただきました。4年前には、地方自治体本来の目的である「住民の福祉の増進」に鑑み、改めて少子高齢社会における格差の是正、待機児童の解消などの政策、議会の公開度を高めることを訴えました。

地方分権改革の進展により地域運営の自由度が増し議会の役割もますます重くなりました。

### \*どのような議会に変えていくかは地方議会の命題

しかし、地方議会全体を見渡すと、昨年の東京都議会のセクハラ野次問題や、兵庫県議会元議員の号泣会見にはじまる政務活動費不正支出問題が噴出するなど、議員の資質を疑われる事件が続いています。一部の議員が起こした事件とはいえ、今後どのような議会にしていくかは地方議会の命題です。

### \*すすむ議会改革

協議を重ね議会改革をすすめてきました。私が公約にかかげてきた、政務活動費(旧政務調査費)の収支報告と証拠書類の全面公開。使途の厳格なルールを示す「手引き」の策定。委員会を含めた会議録のネット上での公開。本会議のインターネット中継が2015年度から実施されることになりました。ぜひ市民の皆さんには関心をもち積極的に利用していただきたいと思っています。

### \*「議会基本条例」を上程予定

今年の3月議会では、長い協議の中でまとめてきた「議会基本条例」を上程予定です。二代表制の実践として首長(市長)の追認機関ではない、住民の代表である議事機関として、これまで以上に活発な議会活動を行うために内容を整理したものにします。

日本国憲法 第3章 国民の権利及び義務  
第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

会派に属さない「無所属市民派」としてがんばっています

よつや薫

- 2007年4月西宮市議会議員選挙 無所属・市民派の女性新人候補として唯一の当選。
- 2011年4月統一地方選挙連続当選。現在2期目。● 緑の党グリーンズジャパン会員
- 1955年12月生まれ。親和女子高等学校、大阪女子大学(現大阪府立大学)、神戸大学法学部卒業。
- 「市民オンブズ西宮」代表世話人。「憲法勉強会・ベアテの会」事務局。

キラリ☆かおる市民ネット通信 No.28 《2015年早春号》

【発行】よつや薫(西宮市議会議員) 〒662-0965 西宮市郷免町3-22 TEL/FAX 0798(22)8832 議員控室(35)3539

※この通信発行の費用はすべてよつや薫個人の報酬から支出しています。政務活動費から一切支出していません。

※発送・ポスティング等は市民のボランティアに支えられています。

## 9月議会に続き、市長提出議案に対し、議会の修正案が可決される

＊西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例制定の件

人事院勧告により職員の期末手当 0.15 月分引き上げにともない議員の期末手当も引き上げる議案。便乗して引き上げる必要性はなく反対しましたが、反対は無所属の岸、谷本、よつやの3人のみで可決されてしまいました。

私は「議員報酬削減」の立場でもあり、毎月の供託額（削減を求めている1割）と増額分は法務局に供託しました。

＊西宮市事務分掌条例の一部を改正する条例案に対する修正案

市長提案の「西宮市事務分掌条例の一部を改正する条例案」は、4月に変更された局名を再度変える内容でした。提案された名称にも問題があり、総務常任委員会において現在の局名のままという修正案が出されました。市長提出議案には合理性がないので修正案に賛成しました。

修正案は、公明党、蒼土会を除く会派、無所属議員全員が賛成して可決されました。

＊神鋼神戸石炭火力発電所増設に関する請願

CO<sub>2</sub> 排出や有害物質排出と、再生可能エネルギー政策転換が遅れる点などから、神戸製鋼神戸製鉄所の石炭火力発電所増設計画に対して反対する請願でした。紹介議員となり請願に賛成しました。賛成は、無所属の谷本、よつやの2人と共産党のみで、不採択となりました。

## 格差をなくし、公正な市政に多様な住民の意思を反映します

編集後記

今号の憲法条文は「個人の尊厳」と「幸福追求権」の第13条。9条とともに最も大切にしたい条文です★昨年100周年を迎えた宝塚歌劇を何年ぶりかで観劇して感激！心の洗濯をしました。阪急今津線で行ける西宮市民の幸せを感じつつ、祝・101周年!! ★3月上程予定の議会基本条例について、2月24日までのパブリックコメントにご意見をどしどしお寄せください★県議会政務活動費不正支出事件があれほどクローズアップされたのは、むしろ「議員特権」の存在すら認識されてなかったことの裏返しでしょう。なくそう！議員特権★お読みいただきありがとうございました。（よつや薫）

統一地方選挙 ■兵庫県議会議員選挙 ■西宮市議会議員選挙  
告示日 4月3日(金) 告示日 4月19日(日)  
投票日 4月12日(日) 投票日 4月26日(日)

## 8年間の質問および提案と実現したこと(抜粋)

- 2007
- ・「開かれた議会を求める請願」の紹介議員
  - ・男性職員の育児休暇の取得の推進
  - ・住基ネット個人情報一括管理と膨大な維持経費の問題(2009年以降随時質問)
  - ・任期以前の報酬の受け取り拒否

請願・陳情者の意見表明の場を設ける、委員会傍聴の許可制の廃止、各委員会の会議録のインターネット公開、本会議のインターネット中継(2015年度より)など実現

議会として条例改正を行い、次期新人から日割計算の報酬にした(「会計報告」参照)

男女共同参画プラン中間見直しにともなって基本計画策定。同時に配暴センターも設置

約4600万円の電力料金の削減効果があった

- 2008
- ・改正DV防止法に基づく基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を求めた(2010年にも質問)
  - ・議員等のいわゆる口利きに関して「口利き防止条例」を提案

行政委員の報酬の大幅減額が図られた

政治フェスタで政務活動費の報告



- 2009
- ・教育委員会をはじめとする各行政委員の月額報酬の見直しを求めた
  - ・次世代育成支援行動計画の推進

- 2010
- ・高齢者とその家族の支援策、徘徊高齢者の事故の再発防止、消費者被害の防止の徹底
  - ・公契約条例に対する姿勢(2014年にも質問)
  - ・福祉総合窓口の体制整備

実質的な体制整備が図られた



青森大間原発建設予定地視察

- 2011
- ・市内の放射線対策と原子力防災
  - ・自治体が行き届くエネルギー政策と環境問題

- 2012
- ・電力入札を行っていなかった部局に関して実施を求めた
  - ・給食の実効性ある放射能検査を求めた
  - ・災害廃棄物(被災地における瓦れき)の広域処理に反対

受け入れしない方向に決定

- 2013
- ・被災地の子どもたちへの支援
  - ・ひとり親家庭への支援、寡婦控除のみなし適用を求めた
  - ・全国で副作用の頻発している子宮頸がんワクチン接種事業の廃止を求めた



「秋空緑日」開催中の木口記念会館

- 2014
- ・教育現場に性的少数者(LGBTI)についての啓発のための予算確保を求めた
  - ・原子力災害に係る広域避難ガイドラインの問題点の指摘と危機管理
  - ・市長及び副市長への高額な退職金(28,365,120円と16,830,720円)について見直しを求めた
  - ・今村新市長への質問 盗聴器調査の疑問/選挙公費の契約と支出額の問題性
  - ・DV被害者支援活動補助金の交付および相談体制の充実



市民オンブズ勉強会

予算要望

### 2015年度予算、37項目(抜粋) 市長に予算要望書を提出しました

- ▶ 原子力災害に係る広域避難ガイドラインによる避難計画について、本市自体が被災した場合に他市の市民の受け入れが困難な点など、解決できない問題点の洗い出し。
- ▶ 共通番号制度のシステム導入について、市民の財産とプライバシー情報を守れないかぎり導入に反対すべき。
- ▶ 無秩序なマンション開発などから住環境を守るための「まちづくり基本条例」を制定する。
- ▶ 全市民的課題の男女共同参画推進部門は政策局におく。
- ▶ 西宮市配偶者暴力相談支援センターの運営経費を充実させ、被害者支援の助成を行う。
- ▶ 福祉医療費助成制度について、乳幼児等医療および子ども医療は所得制限を撤廃する。
- ▶ 介護保険、要支援者の訪問介護・通所介護が大きく後退することのないよう適切な措置を講じる。

- ▶ 乳がん、子宮頸がんについて、検診をすすめ、副作用の報告が続く子宮頸がんワクチン接種の助成は中止する。
- ▶ 24時間小児医療体制の整備とともに、深夜帯の小児救急診療の整備を行う。
- ▶ 保育所の待機児童について、求職活動中や育児休業取得中など実質的な待機児童の現状把握とともに、数字にあらわれない入所待機児童対応を的確に行う。
- ▶ 学校園の老朽校舎の増改築、運動場拡張と教室不足の解消について、公平で適正な計画にしたがってすすめる。
- ▶ 小中学校の35人学級を着実にすすめる。
- ▶ 福島子どもたちを定期的に招待し、市の施設を利用した保養キャンプを実施する。
- ▶ 人権教育の推進、男女平等の啓発をすすめ、性的少数者であるLGBTIに関する授業の予算を確保する。
- ▶ 再生可能エネルギーの積極的導入と情報提供をすすめる。
- ▶ 電気使用料金抑制のため電力入札をすすめ、電気、ガス等エネルギー消費にかかる器具の見直しをさらにすすめる。

議員自ら、権威主義と決別すべきです

## オンブズの活動はこれからも続けます

昨年の兵庫県議会政務活動費問題は、皮肉なことに野々村元県議により、改められる結果になりました。しかし会議出席ごとの費用弁償(西宮市選出の県議は3500円)、視察時のグリーン車利用などの「議員特権」が温存されたのは、無自覚な権威主義の表れです。

西宮市議会が取り組んできた政務活動費のルール明確化は、「市民オンブズ西宮」が行ってきた情報公開請求、住民監査請求、住民訴訟の成果だといえます。

また、議会改革の中で、本会議のネット中継(2015年度より実施)、請願・陳情者の意見表明、委員会傍聴許可制の廃止、委員会の会議録のインターネット公開など、私たちオンブズが求めてきたことが実現されました。

公正な市政運営のため権威主義の払拭は不可欠です。これからもオンブズの立場から議員活動を続けていきます。



## よつや薫の会計報告

▼2014.10~12 議員報酬 (円)		▼2014年冬期手当 (円)	
《収入》	議員報酬 2,061,000	《収入》	冬期手当 1,813,680
	◎合計 2,061,000		◎合計 1,813,680
《支出》	所得税 189,300	《支出》	所得税 370,353
	国民年金 45,750		供託(1割+増額分) 227,501
	県市民税 238,500		◎合計 597,854
	国民健康保険 231,000		
	議員互助会 9,000		
	(※1) 広報等活動費 1,182,063		
	(※2) 報酬一割供託 180,000		
	選挙準備積立 150,000		
	生活費 △164,613		
	◎合計 2,061,000		

※1 この通信の発行に関する編集・印刷費、送料、およびパソコン、パソコン周辺機器、インク、電話、携帯電話、プロバイダー、ガソリン、駐車代、事務費のすべて、公費である政務活動費から支出すべきではないと考えていますので私費(報酬)から支出し「広報等活動費」に分類しています。

※2 報酬の1割削減を主張している立場であることから、削減相当額を毎月供託しています。下記「その他」をご参照ください。

＊全議員の政務活動費の収支報告(昨年度分)は、市役所本庁舎7階の情報公開課で閲覧できます。

▼2013年度政務活動費 (円)	
政務活動費は「報酬」ではなく「公金」、残額は返還しなければなりません	
《交付額》◎合計	1,800,000
《支出》	
調査研究費	42,040
研修・会議費	55,840
資料購入費	7,016
◎合計	104,896
★2013年度の返還額は、1,695,104円でした	
交付額－支出額＝	1,695,104円

▼その他(2014年末現在) (円)	
よつや薫が受け取るべきではないと考える報酬等の合計額	
① 新人議員初年度6月任期前の報酬(3分の1ヶ月)	230,000
② 審議会等委員報酬	292,567
③ 常任委員会副委員長報酬加算分(10,000×12ヶ月)	120,000
④ 報酬削減主張分の供託金合計	1,787,501

★受け取り拒否・供託合計額は、2,430,068円(①～④)

※② 審議会等委員報酬は議員報酬と二重になるので受け取りません。

※③ 近隣の市議会にはない役職報酬加算。役職報酬加算は廃止すべきと主張しており、当然受け取りません。

※合計額は、議員辞職後にしかるべき団体に寄付します。「辞職後」にするのは、現職議員の寄付行為は公職選挙法に抵触するためです。